

東日本大震災の被災地域における仮設店舗の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十二月九日

浜田 昌良

参議院議長 平田 健二殿

東日本大震災の被災地域における仮設店舗の整備に関する質問主意書

政府は、被災地における中小企業の支援のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて仮設店舗等を整備し、市町村を通じ原則無償で貸与する仮設施設整備事業を実施している。

仮設店舗は、被災者の日々の生活を支えるだけでなく、住民同士の交流の場となるなど、震災からの本格的な復旧・復興支援のためにも重要な役割を果たしていることから、仮設店舗の整備については一層の改善が必要と考える。

そこで、以下のとおり質問する。

一 民間団体の調査によると、仮設店舗に広告塔となる看板が一切ないなどの環境的要因により、経営難に陥っている店舗が仮設店舗全体の九割を占めているとの結果が報告されている。被災地における仮設店舗の経営者の中には、将来を悲観し、このままでは自殺者が出かねない事例があると聞く。こうした被災地の経営者が置かれている深刻な現状に対する政府の認識を示されたい。併せて、政府はどのように改善するか示されたい。

二 仮設店舗の経営が困難になる要因には、店舗の設営や位置に関する情報が乏しいため、利用者が大幅に

減少することが挙げられる。周辺住民に対し仮設店舗の周知徹底を図るため、看板を設置する、仮設店舗と仮設住宅の壁面の色を区別するなどの措置を講ずるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 仮設店舗の設置については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う一方、管理運営は市町村が行うこととされているが、被災地の市町村に対して、厳しい予算の中で十分な対応を求めることは困難である。政府は、仮設店舗の管理運営を含め全面的に責任を持って関わるとともに、必要となる予算措置を講ずるべきであると考えるが、政府の見解を明確に示されたい。

右質問する。